情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、情報資産の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「本業務」という。) の実施に当たっては、山梨県情報セキュリティ基本法人及び山梨県情報セキュリティ対策基準並び に情報セキュリティに関する特記事項(以下「セキュリティ特記事項」という。) を遵守しなければならない。

(用語の定義)

- 第2条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体
 - (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(これを印刷した文書を含む。)
 - (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

- 第3条 乙は、甲に対して、乙における本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者(以下「セキュリティ責任者」という。)を書面で明らかにしなければならない。
- 2 セキュリティ責任者に変更がある場合は、乙は速やかに書面で甲に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

- 第4条 乙は、甲に対して、本業務の従事者(派遣社員、非常勤職員、臨時職員等も含む。以下同じ。) を書面で明らかにしなければならない。
- 2 本業務の従事者に変更がある場合は、乙は速やかに書面で甲に連絡しなければならない。
- 3 本業務の履行のため、本業務の従事者が甲の管理する庁舎等に立ち入る場合は、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、及び事業者名記章又は名札を着用させなければならない。

また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、甲の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 乙は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育(セキュリティ特記事項の 遵守を含む。)など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守 させるため、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、本業務の履行に際し知り得た情報及び甲が秘密と指定した情報(以下「取得情報」という。)をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 乙は、甲の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡され、又は 自らが取得し、若しくは作成した情報資産(所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。)を、 甲が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第8条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報並びに本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産(所有権又は使用権が甲に帰属するもの限る。)の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。
- (2) 本業務を処理することができる機器等は、乙の管理に属するものに限定するものとし、乙の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等乙の管理に属しないものを利用して本業務を処理させないこと。
- (3) 甲の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産(所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。)を第7条の規定により甲が指示した場所以外に持ち出さないこと。甲の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
- (4) 甲の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡された情報 資産を複写し、又は複製してはならない。
- (5) 本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産(所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。)を、業務終了後直ちに甲に引き渡すこと。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (6) 本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産(所有権または使用権が甲に帰属するものに限る。) を、甲の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 乙は、甲の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報並びに本業務を処理するために 甲から引き渡され、又は自らが所得し、若しくは作成した情報資産(所有権又は使用権が甲に帰属 するものに限る。)を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託の禁止)

- 第10条 乙は、甲の事前の承認があるときを除き、本業務を第三者に再委託してはならない。
- 2 乙は、甲に再委託の承認を求める場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び 所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法 並びに再委託事業者に対する管理及び監督の方法等を書面により明らかにし なければならない。
- 3 乙は、甲の承認を得て本業務の一部又は全部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項(第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。)の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。
- 4 乙は、甲の承認を得て本業務の一部又は全部を再委託するときは、甲に対して、再委託先事業者 におけるセキュリティ責任者及び本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。また、再 委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び本業務の従事者に変更がある場合は、乙は速やかに 書面で甲に連絡しなければならない。

(調査)

第11条 甲は、乙が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する 必要があると認めるときは、実地に調査し、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができ る。

(指示)

第12条 甲は、乙が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、 不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故報告)

- 第13条 乙は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊などの情報セキュリティ事件又は 事故(以下「事故等」という。)が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故 等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当 該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従わなければならな い。
- 2 乙は、本業務について事故等が発生した場合は、甲が県民に対し適切に説明するため、乙の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第14条 甲は、乙がセキュリティ特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は 損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができる。

(実施責任)

- 第15条 乙は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが 行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。
- 2 乙は、情報セキュリティ対策を確保するために必要な管理体制を整備するよう努めなければならない。